

各県立学校長 様

保健体育課総括課長

岩手県高等学校登山活動の取扱いについて（通知）

このことについて、高校生の登山活動は、その安全対策に万全の措置が必要であることから、平成 30 年 12 月 11 日付けスポーツ庁通知「冬山登山の事故防止について」及び平成 30 年 2 月 23 日付け教保第 501 号により通知した「岩手県高等学校登山活動の取扱いについて」を踏まえ、貴校において安全対策の徹底を図るよう指導願います。なお、登山を実施する時期の制限や、登山計画の作成等については、別添「岩手県高等学校登山活動の取扱いについて」の内容を一部改定しましたので確認願います。

ついでには、残雪期（平成 31 年 3 月 21 日～5 月 6 日まで）の登山を実施する場合は、事前に登山計画を作成して「岩手県高等学校登山計画審査会」の審査を受けることを条件と定めますので、実施を希望する学校は、下記により登山計画書を提出してください。

また、平成 31 年 5 月 7 日から 11 月 30 日までの時期の登山においても、登山計画書の提出を義務付けますので、下記により登山計画書を提出してください。

記

1 「岩手県高等学校登山活動の取扱いについて」の一部改定について

(1) 登山を実施する時期

	改定後	改定前
登山禁止の期間	12 月 1 日～3 月 20 日	12 月 1 日～3 月 31 日
審査対象となる期間 (残雪期)	3 月 21 日（春分の日）～5 月 5 日 ※5 月 5 日が土曜日または日曜日の場合は 5 月 6 日	4 月 1 日～5 月 31 日
提出のみとする期間	5 月 6 日～11 月 30 日 ※5 月 6 日が日曜日または振替休日の場合は 5 月 7 日	6 月 1 日～11 月 30 日

(2) 登山計画書の提出期限

① 審査対象となる期間

平成 31 年 3 月 21 日～4 月 14 日の登山計画・・・平成 31 年 3 月 7 日までに提出  
平成 31 年 4 月 15 日～5 月 6 日の登山計画・・・平成 31 年 4 月 5 日までに提出

② 提出のみとする期間

平成 31 年 5 月 7 日～11 月 30 日の登山計画・・・実施日の 1 週間前までに提出

(3) 登山計画書について

作成した登山計画書に**学校長印を押印のうえ、郵送にて提出すること。**

2 その他

(1) 登山活動中の通信環境の確保については、携帯電話の電波状況に注意するとともに、無線機を準備するよう各校で努めること。

(2) 携帯電話の電波状況については、大手の携帯電話会社の Web サイトで案内されているので、下記を参照のこと。

① N T T ドコモ（携帯電話がご利用いただける登山道 <https://www.nttdocomo.co.jp/area/>）

② S o f t B a n k（登山道マップ <https://www.softbank.jp/mobile/network/area/mountains/>）

③ a u（サービスエリアマップ <https://www.au.com/mobile/area/map/tohoku/>）

担当 学校体育担当 馬場 TEL 019-629-6192 FAX 019-629-6199 E-mail r-baba@pref.iwate.jp
--